

池田ダム貯水池から発生した流木の有償引取者募集要領

1. 対象物件

池田ダム貯水池から引き上げられた流木 : 対象数量 : 約200空m3

※) 運搬車積載容積の数量

2. 引き渡しの条件

①引き渡し場所は、以下のとおりとする。

池田ダム：徳島県三好市池田町イタノ地内〔イタノ流木処理場〕

②引き取りに際し、機構は新たな加工を行う予定がないことから、現状渡しとする。

③流木の引き渡しに要する作業（引き渡し場所での切断、積込及び運搬等）は、引取希望者が実施するものとし、その費用は引取希望者が負担するものとする。

④機構は運搬車積載容積の数量にて、引き渡し数量の確認を行うものとする。

⑤集積してある山から必要なものだけ抜きとりしても構わないが、抜き取った後再度集積するものとする。

⑥根株等不要な部分は、切り落として引き渡し場所に集積して存置しても構わない。

⑦引き渡し後の不具合等の責任について、機構は一切を負わないものとする。

⑧不法投棄防止等の観点から、引取希望者は、書面【別紙1】により、引き渡し後の流木の利用計画（自己利用、加工しての販売等）を明らかにするものとする。また、実際の利用状況について、機構職員が確認を行う場合がある。

3. 現物の確認期間

流木の有償引取に先立ち、現地にて現物を確認することができる。

①確認期間：令和7年8月4日（月）～令和7年8月8日（金）9時～17時
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

②問合せ先：池田ダムの流木について

吉野川上流総合管理所池田ダム管理所 松川、藤井、長谷川

電話：0883-72-2050

③その他：現物確認を希望する者は、希望する日の前日17時までに、上記②まで電話による申し込みを行うこと。

4. 有償引取希望の聴取

流木の有償引取を希望する者については、書面【別紙2】により、希望する数量及

び引取価格（単価）を記入し、【別紙 1】と合わせて提出する。

①提出方法：持参、郵送又は F A X（押印があること）

②提出期間：令和 7 年 8 月 1 2 日（火）～令和 7 年 8 月 2 0 日（水）
17 時まで（必着）

③提出先：徳島県三好市池田町西山谷尻 4 2 3 5 - 1

（独）水資源機構吉野川上流総合管理所 経理課 福井、松岡

電 話：0 8 8 3 - 7 2 - 2 0 5 0

F A X：0 8 8 3 - 7 2 - 0 7 2 7

5. 有償引取者の決定

有償引取希望者が複数の場合、最も高い引取総額（希望する数量に引取単価を乗じた額）を提示した者から優先して、有償引取者を決定するものとし、同額の場合はくじ引きで決定する。

なお、有償引取者が決定した後、流木に残量があった場合には、次点の提示者へ残数量での引き渡しの可否について、協議のための連絡を行う。

6. 引き渡しの期間

有償引取者は、令和 7 年 9 月 1 0 日（水）までに搬出作業を終了させること。

なお、有償引取者が複数の場合、搬出作業の工程について別途調整を行う。

流木の搬出時期について、別途実施中の流木陸揚げ等作業との調整を行う場合がある。

また、吉野川運動公園内が運搬経路に含まれるため、公園関係者と調整を行う場合がある。

7. その他

有償引取者の流木利用目的が木質バイオマス発電の燃料であり、再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）を適用する場合、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に則り、一般木質バイオマス証明する証明書を発行する予定である。そのため、該当する場合は【別紙 1】具体的な事業概要の欄に、「一般木質バイオマス証明希望」と記載すること。

【参考資料】

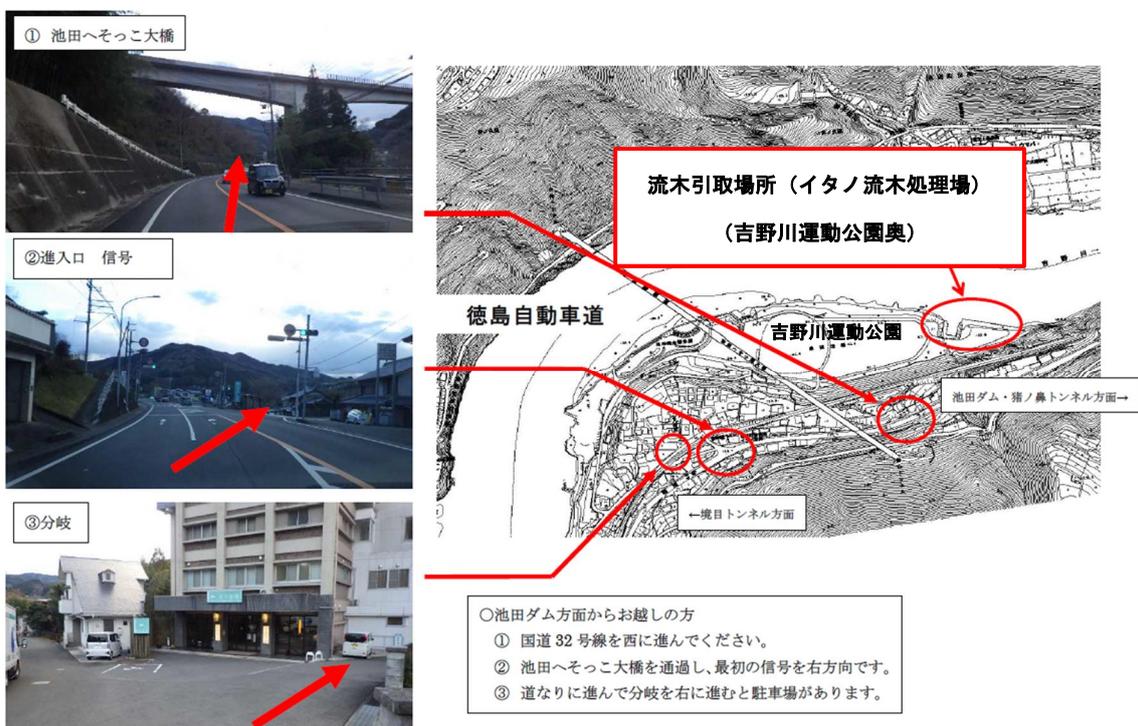
池田ダム イタノ流木処理場における流木仮置き場の現況写真



流木仮置き状況



池田ダム 流木引取場所 (イタノ流木処理場) 位置図



池田ダム 流木引取場所 (イタノ流木処理場) 案内図

【別紙2】

令和7年 月 日

独立行政法人水資源機構

吉野川上流総合管理所長 津久井 正明 殿

住所：

氏名：

印

池田ダム貯水池から発生した流木に関する有償引取希望について

標記について、「池田ダム貯水池から発生した流木の有償引取者募集要領」に基づき、要領に記載された内容を遵守した上で、流木について有償引取を希望します。

ダム	引取物	希望する数量※1	引取単価(税込み)	引取総額(税込み)※2
池田ダム	流木	空m ³	円/空m ³	円

※1 全量希望の場合は200空m³と記入してください。

※2 希望する数量に引取単価(税込み)を乗じた額を記入してください。

5 河川内樹木及びダム流木の利用方法

(3) 木材提供方法の種類

国土交通省や自治体が管理する河川・ダムの場合では、その伐採や陸揚げ等は公共事業であるため、河川内樹木やダム流木の提供も民間事業者同士の売買とは異なります。

考えられる提供方法として下記の4種類があります。

入札

対象木材が物品売払の競争入札にかけられ、最も高値の入札をした事業者が落札・買取りします。

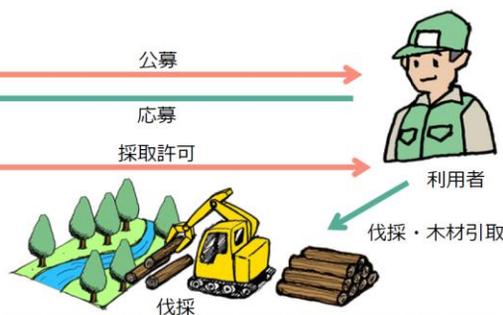
入札情報は所管官公庁のウェブサイトなどで公告されます。入札するには競争参加資格が必要な場合もあります。



公募



河川・ダム管理者



伐採や引取り等を無償で行う事業者を募集するものです。発生した木材等は事業者の自由に扱うことができます。河川管理者等と公募事業者の間に金銭のやり取りはありません。

河川法第25条における採取許可申請を行います。(16ページ参照)

無償提供

近隣住民など非営利目的の利用者に限定されますが、薪用や工芸用など向けに小規模な無償配布が実施されている事例があります。

工事請負事業者などによる有償販売

国土交通省では実施されていませんが、工事請負事業者が販売を担う場合もあり得ます。その場合は民間事業者同士の売買とあまり違いはありません。

<河川・ダム管理者向けポイント>

バイオマス利用事業者は、入札や公募により木材調達を行うことはあまりありません。普段取引のある林業会社やチップ会社などから調達することがほとんどです。

そのため、入札や公募を実施することを事前に広く広報することが重要となります。ウェブサイトや新聞等による広報のほか、地域の業界団体に協力を依頼する方法もあります。また、近隣の事業者との協議会等を設立し一斉連絡ができる体制を整えておく手段もあり得ます。

<バイオマス利用事業者向けポイント>

上記4つの提供方法は、国土交通省と各都道府県等ではそれぞれの規定によって提供方法や手続内容が異なることもあります。規定内でどのような提供方法が可能となるのかは、各河川・ダム管理者に確認してください。